○登録講習機関について

マンション管理士は、マンションの管理適正化の推進に関する法律第41条により、5年ごとに国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行う講習(以下「講習」という。)を受けなければならないとされています。

この登録講習機関として講習業務を行うためには、国土交通大臣あてに登録の申請を行い、所定の要件を満たしているか審査を受け、その登録を受けることが必要です。

1. 登録講習機関について

登録基準(第41条の3、第41条の4)

(欠格条項)

- 第41条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、第41条の登録を受けることができない。
 - この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第41条の13の規定により第41条の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、講習事務を行う役員のうちに前2号のいずれかに該当する者 があるもの

(登録基準等)

第41条の4 国土交通大臣は、第41条の2の規定により登録を申請した者の行う講習が、別表第一の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

(※上欄は左欄、下欄は右欄と読み替えてください)

別表第一(第41条の4関係)

科目	講師
ー マンションの管理に関する法 令及び実務に関する科目(四の 項に掲げる科目を除く。)	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に よる大学(以下「大学」という。)において民事 法学、行政法学若しくは会計学を担当する教授若 しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあっ た者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有 する者
二 管理組合の運営の円滑化に関 する科目	
三 マンションの建物及び附属設備の構造及び設備に関する科目	一 大学において建築学を担当する教授若しくは准 教授の職にあり、又はこれらの職にあった者二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
四 この法律に関する科目	ー 大学において行政法学を担当する教授若しくは

准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有 する者

- 2. 登録講習を実施している機関(平成27年3月現在) 公益財団法人マンション管理センター 登録年月日 平成18年7月11日 所在地 東京都千代田区一ツ橋2丁目5番5号 連絡先 03-3222-1578 アドレス http://www.mankan.org/kosyu.html
- 3. 問い合わせ先 住宅局市街地建築課マンション政策室 電話03-5253-8111 (代表) 内線39683